

議案と審議結果

【全会一致で可決した議案等】

▼議案

件名	概要		
岩国市一般会計補正予算(第2号)	補正前の額:839億3,619万2,000円	補正額:2億4,003万1,000円	補正後の額:841億7,622万3,000円
岩国市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の額:6億100万円	補正額:422万7,000円	補正後の額:6億522万7,000円
岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	補正前の額:32億1,312万1,000円	補正額:△190万3,000円	補正後の額:32億1,121万8,000円
岩国市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	補正前の額:155億4,487万9,000円	補正額:△273万8,000円	補正後の額:155億4,214万1,000円
岩国市介護保険特別会計補正予算(第2号)	補正前の額:161億8,030万5,000円	補正額:1,177万8,000円	補正後の額:161億9,208万3,000円
錦帯橋管理特別会計補正予算(第2号)	補正前の額:2億4,056万8,000円	補正額:113万3,000円	補正後の額:2億4,170万1,000円
岩国市市場事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の額:3億3,020万円	補正額:401万9,000円	補正後の額:3億3,421万9,000円
岩国市水道事業会計補正予算(第2号)	○収益的収支 補正後収入予定額:25億7,231万1,000円 補正後支出予定額:23億3,426万6,000円	○資本的収支 補正後収入予定額:10億5,122万7,000円 補正後支出予定額:19億7,998万円	
岩国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、令和8年4月から本格実施されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めるため、新たに条例を制定するもの		
岩国市屋外広告物等に関する条例	重要文化的景観に選定された「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の地域においては、屋外広告物等の規模、形態、色彩などについて、きめ細やかで定量的な基準を設け、より実効性のある規制を行っていく必要があり、本市独自の新たな規制を含めた屋外広告物等の規制等について定めるため、新たに条例を制定するもの		
岩国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定の整理を行うもの		
岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、乳児または幼児に対する健康診査が行われている場合、その内容が事業を利用する際などに必要となる健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないこととすること等について、規定の整備を行うもの		
岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、規定の整備を行うもの		
岩国市火入れに関する条例の一部を改正する条例	火入れを中止する際の条件等に「林野火災に関する注意報の発令」を加えること等について、規定の整備を行うもの		
岩国市下水道条例等の一部を改正する条例	災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した事業者が排水設備等の工事を行うことができるよう、規定の整備を行うもの		
岩国市水道条例の一部を改正する条例	災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した事業者等が給水装置の工事を行うことができるよう、規定の整備を行うもの		
岩国市一般会計補正予算(第3号)	補正前の額:841億7,622万3,000円	補正額:3億3,719万1,000円	補正後の額:845億1,341万4,000円
岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	補正前の額:32億1,121万8,000円	補正額:108万6,000円	補正後の額:32億1,230万4,000円
岩国市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	補正前の額:155億4,214万1,000円	補正額:643万9,000円	補正後の額:155億4,858万円
岩国市介護保険特別会計補正予算(第3号)	補正前の額:161億9,208万3,000円	補正額:449万2,000円	補正後の額:161億9,657万5,000円
錦帯橋管理特別会計補正予算(第3号)	補正前の額:2億4,170万1,000円	補正額:91万2,000円	補正後の額:2億4,261万3,000円
岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	人事院及び山口県人事委員会の給与改定の勧告に伴い、一般職の職員等の諸手当の額及び支給割合並びに給料表の額を改定することについて、規定の整備を行うもの		

※議決結果 ○=可決、認定、承認、同意、採択 ×=否決、不認定、不承認、不同意、不採択

※議員の賛否等 ○=賛成 ×=反対 退=退席(採決時不在) 欠=欠席(終日不在)

※議長(片岡勝則)は表決に加わりません。

※会派名の略称は次のとおり 共産党=日本共産党市議団、市政改革=市政改革クラブ、リベ=リベラル岩国、声=市民の声をきく会、保=日本保守党岩国、市=市民クラブ、草=市民ファースト草の根